海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

積丹半島ゾーン（泊村泊発電所右岸～積丹町積丹岬）

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する基本的な事項		海岸保全施設の整備に関する基本的な事項														維持又は修繕の方法
		小項目					区域								規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況		
		大項目	番号	事項	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	市町村名	地区番号	名	計画区域	所管省庁区分	区域番号	種類	新設「◎」改良「○」現況「－」	延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m）下段（）内は設計津波水位	地域	状況	
岩内ゾーン	1/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る. ●護岸・胸壁の設置・嵩上げを行う。	泊村	157	堀株	堀株地先	水管理・国土保全局	①-1-1	護岸	○	300	+2.0～5.1	300	+2.0～5.1 (+2.2)	泊村の一部		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	50	+2.6～+3.2	50	+2.6～+3.2			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								158	茅沼	茅沼地先	水管理・国土保全局		護岸	－	230	+4.2～+5.6	230	+4.2～+5.6 (+2.2)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	1基60	+1.4	1基60	+1.4			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	100	+3.1	100	+3.1			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								159	泊漁港	有戸地先～臼別地先	水産庁	①-1	消波堤	◎	－	－	460	+4.4		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	○	78	+3.0	78	+4.4			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	○	538	+3.6～+4.4	538	+4.4～+5.4 (+2.2)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	14	+3.6～+4.4	14	+3.6～+4.4 (+2.2)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									泊	糸泊地先	水産庁	①-2	消波堤	◎	－	－	200	+4.4		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
											水管理・国土保全局		護岸	－	350	+4.5～+8.9	350	+4.5～+8.9 (+2.2)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	4基40	+2.3	4基40	+2.3			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	1基20	+2.0	1基20	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	290	+1.4～+1.7	290	+1.4～+1.7			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								160	盃	盃地先	水管理・国土保全局	①-3	緩傾斜護岸	◎	－	－	110	+5.4 (+2.8)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	1,010	+5.5～+5.8	1,010	+5.5～+5.8 (+2.8)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	1基40	+2.0	1基40	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
									盃（ｶﾞﾄ）漁港	盃地先	水産庁	①-11	護岸	○	87	+5.2～+5.4	87	+5.2～+5.4 (+2.8)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	75	+3.5	75	+3.5			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								161	興志内	茂岩地先	水管理・国土保全局	①-4	緩傾斜護岸	◎	－	－	90	+4.6 (+2.8)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													潜堤	◎	－	－	90	−1.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	820	+4.6～+5.5	820	+4.6～+5.5 (+2.8)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	570	+3.3～+3.7	570	+3.3～+3.7			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
							神恵内村	163	神恵内漁港	神恵内地先	水産庁		護岸	－	815	+3.9～+4.9	815	+3.9～+4.9 (+2.8)	神恵内村の一部		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	3基70	+2.0	3基70	+2.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
												①-13	離岸堤	○	4基311	+2.0	4基311	+2.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									神恵内漁港	神恵内漁港	水産庁	①-12	胸壁	◎	－	－	550	+1.9			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
	2/3							164	赤石	赤石地先	水管理・国土保全局	①-5	護岸	○	100	+6.0	100	+7.0～+7.7 (+2.8)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	1,000	+6.0	1,000	+6.0 (+2.8)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	◎	－	－	100	+7.7			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								166	珊内漁港	珊内村地先	水産庁	①-6	護岸	○	90	+3.9～+4.7	90	+4.9～+7.7 (+2.5)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	23	+3.9～+4.7	23	+3.9～+4.7 (+2.5)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	67	+3.5	67	+3.5		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									珊内	珊内村地先	水管理・国土保全局		護岸	－	110	+6.1	110	+6.1 (+2.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	90	+3.2～+4.5	90	+3.2～+4.5			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								167	川白	珊内村地先～珊内村オネナイ地先	水管理・国土保全局	①-7	消波堤	◎	－	－	180	+6.1		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	270	+7.4～+7.8	270	+7.4～+7.8 (+2.5)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	3/3						積丹町	170	沼前	沼前地先	水管理・国土保全局		離岸堤	－	1基40	+2.0	1基40	+2.0	積丹町の一部		・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								171	屋根内	屋根内地先	水管理・国土保全局		突堤	－	1基20	+2.0	1基20	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	1基20	+2.0	1基20	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								172	桂泊				離岸堤	－	1基160	+2.0	1基160	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
										神岬地先	水管理・国土保全局	①-8	離岸堤	◎	－	－	110	+2.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								172	神岬漁港	神岬地先	水産庁		護岸	－	161	+3.8	161	+3.8 (+2.7)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
										神岬漁港	水産庁	①-13	胸壁	◎	－	－	130	+2.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								174	余別漁港	余別地先	水産庁	①-14	護岸	◎	－	－	500	+2.4 (+2.4)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
										茅沼地先	水産庁	①-15	離岸堤	◎	－	－	80	+2.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								176	幌内	幌内地先	水管理・国土保全局		護岸	－	60	+4.9	60	+4.9 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	1基20	+2.0	1基20	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

積丹半島ゾーン（泊村泊発電所右岸～積丹町積丹岬）

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する基本的な事項			海岸保全施設の整備に関する基本的な事項															維持又は修繕の方法
		大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策		区域						種類	新設「◎」改良「○」現状「－」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況			
			番号	事項				市町村名	地区番号	名	計画区域	所管省庁区分	区域番号			延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m）下段()内は設計津波水位	地域	状況		
	3/3							積丹町	179	野塚	野塚地先	水管理・国土保全局	①-9	護岸	○	110	+4.9	110	+5.4～+5.9 (+2.4)	積丹町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
														護岸	－	150	+4.9	150	+4.9 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
														堤防	－	60	+4.9	60	+4.9 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
										野塚漁港	野塚地先	水産庁		護岸	－	11	+4.9	11	(+2.4)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									180	泊	泊地先	水管理・国土保全局		堤防	－	150	+4.9	150	+4.9 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													①-16	離岸堤	◎	－	－	20	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
														護岸	○	120	+4.4～+4.9	120	+4.4～+4.9 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
									181	日司漁港	日司地先	水産庁	①-10	離岸堤	◎	－	－	100	+2.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
														離岸堤	○	51	+1.4	51	+3.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									182	入舛	入舛地先	水管理・国土保全局		護岸	－	200	+3.2～+9.9	200	+3.2～+9.9 (+2.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
										入舛漁港	入舛漁港	水産庁		護岸	－	196	+3.2～+9.9	196	+3.2～+9.9 (+2.4)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
			②	防災ソフト対策の充実	●津波被害が懸念されている.	●地域や関係機関と連携してソフト面の充実を図る.	ゾーン全域																
	1/3～3/3	環境面	③	沿岸域における動植物の生息・生育環境の保全	●藻場の減少	●藻場に配慮する.	A																
					●海中公園地区の環境悪化が懸念されている.	●海中公園指定海域の海中景観，生態系に配慮する.	B																
					●特定植物群落及びハマナス，ハマボウフウ等の海浜植生の減少が懸念されている.	●特定植物群落及び海浜植生に配慮する.	C																
			④	海岸景観の保全	●海岸景観の悪化が懸念されている.	●自然公園指定地域での景観に配慮する. ●自然海浜の維持に配慮する.	D																
			⑤	海岸共生意識の啓発・活動の支援	●ゴミ等による景観悪化や動植物の生態系への悪影響が懸念されている.	●地域と連携して海岸におけるゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動を支援する.	E ゾーン全域																
			⑥	歴史・文化の保存継承への配慮	●海岸の歴史の保存継承が不十分	●地域と連携して海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する.	F																
		利用面	⑦	多様化する利用の調整	●海岸利用者間のトラブルの発生が懸念される. ●砂浜への無秩序な車の乗り入れによる利用環境の悪	●地域と連携してモラルの向上を図るための啓発活動を支援する.	G ゾーン全域																
			⑧	海岸利用サービスの充実	●海岸へのアクセスが困難	●パブリックアクセスを確保する.	H																

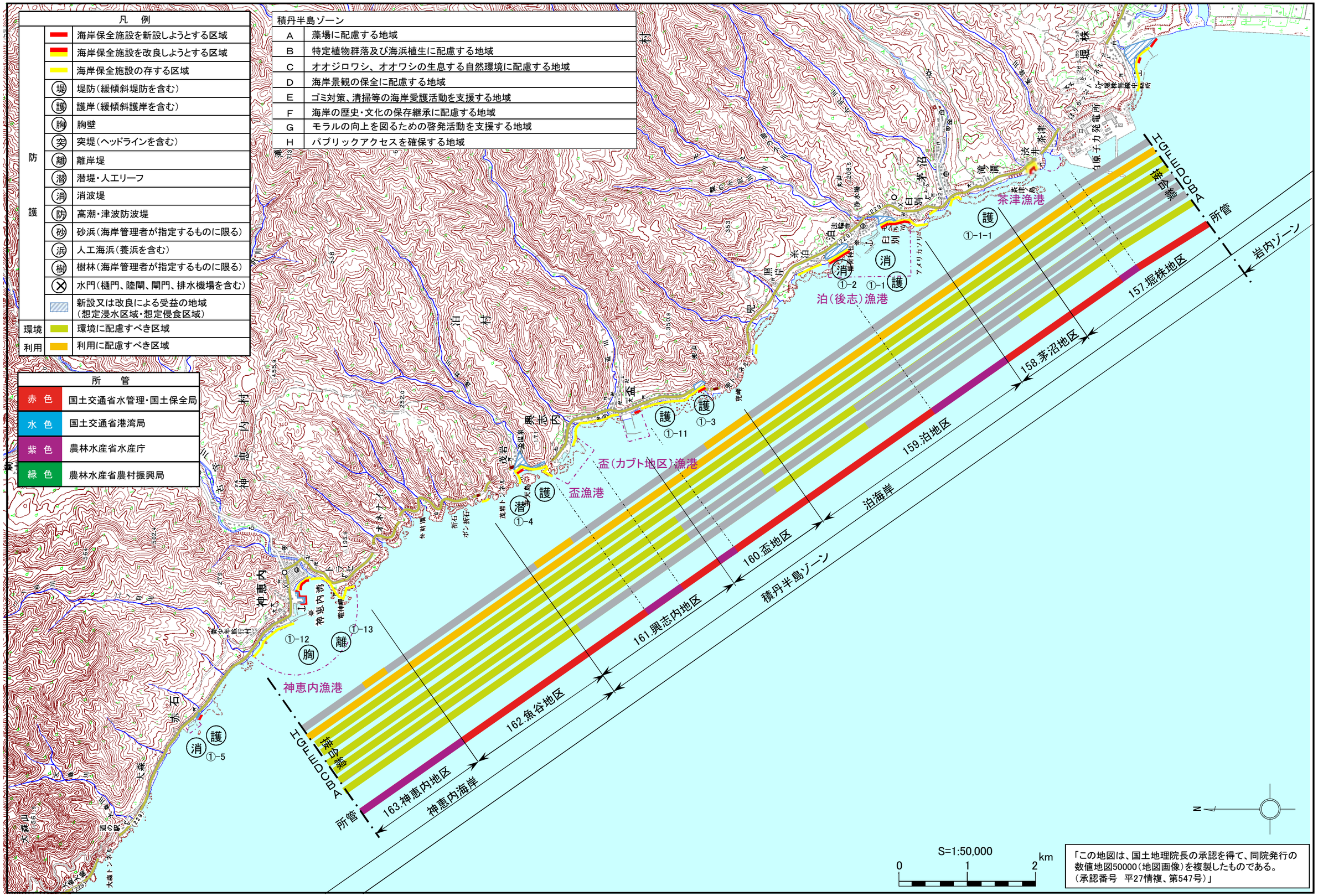

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平27情複、第547号）」

積丹半島ゾーン　図面番号 1/3

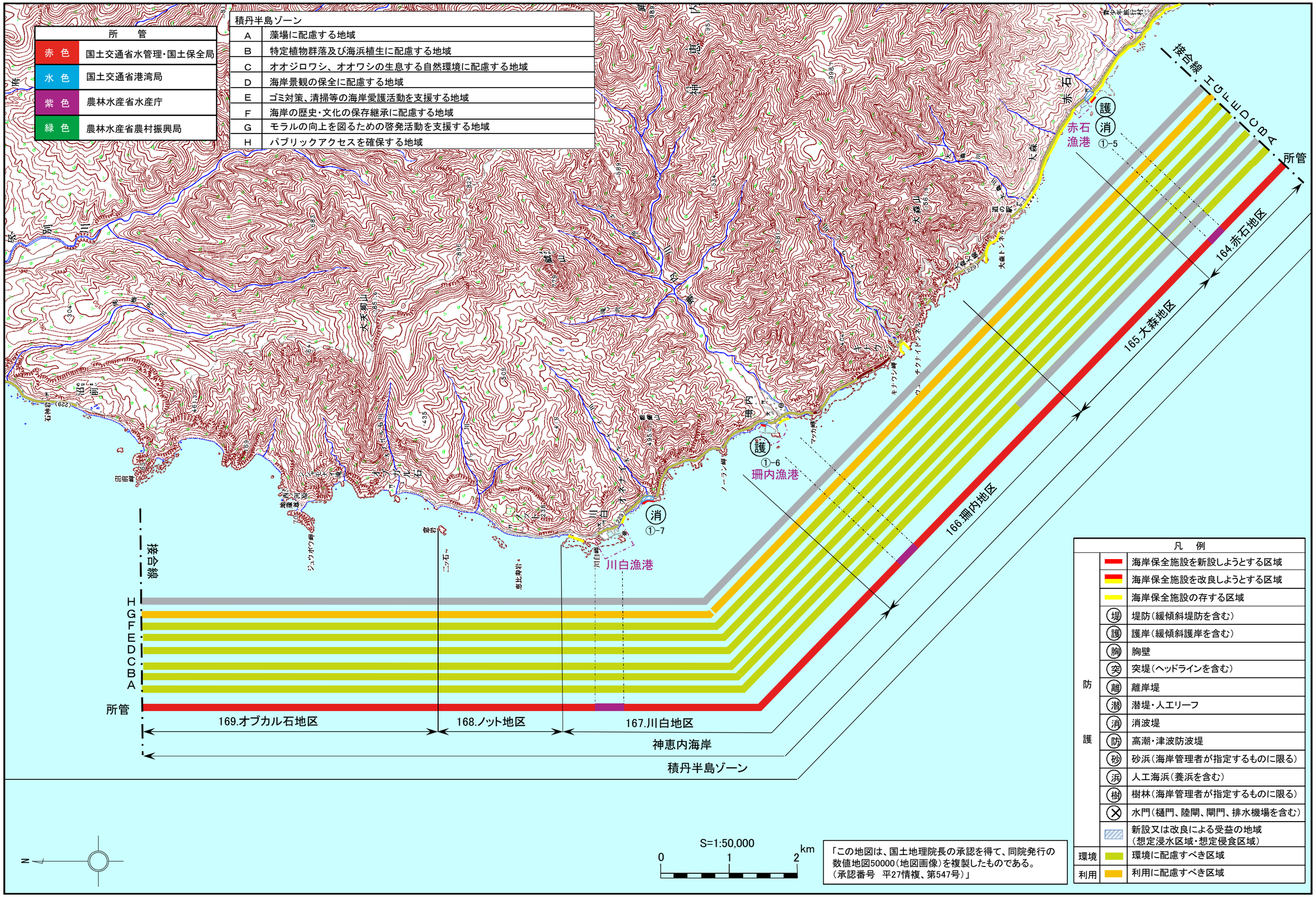

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第547号)」

積丹半島ゾーン 図面番号 2/3

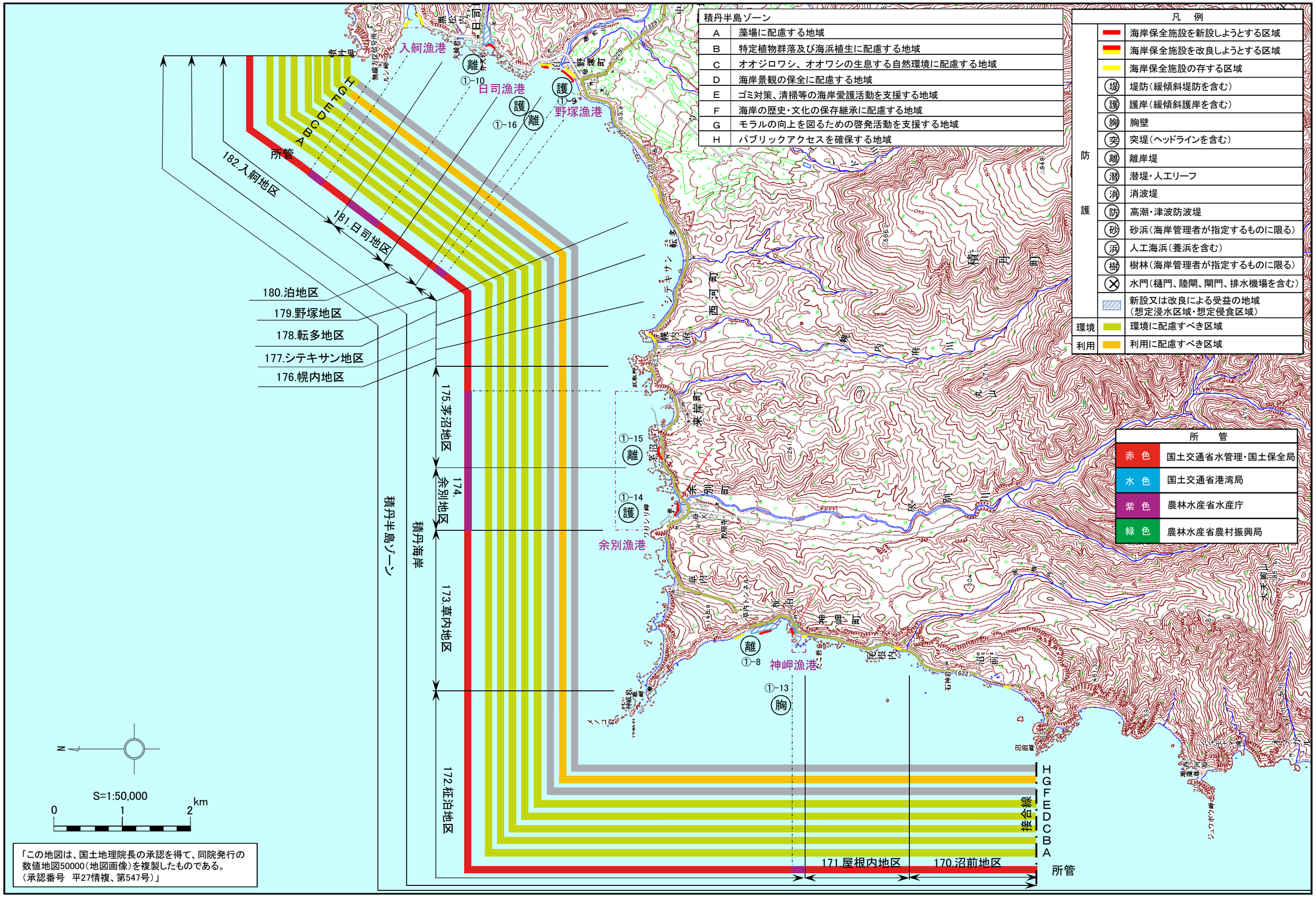

積丹半島ゾーン 図面番号 3/3

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

奥尻ゾーン（奥尻島（奥尻町））

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項														維持又は修繕の方法
		大項目	小項目				区域						規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況				
			番号	事項	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分	区域番号	種類	新設「◎」改良「○」現況「－」	延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m） 下段（）内は設計津波水位	地域	状況	
奥尻ゾーン	1/4	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	奥尻町	88	稲穂	海栗前地先	水管理・国土保全局	①-13	離岸堤	◎	－	－	750	+2.0	奥尻町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													堤防	－	820	+9.0～+9.4	820	+9.0～+9.4 (+5.0)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	3基80	+2.0	3基80	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
									稲穂漁港	稲穂地先	水産庁	①-14	離岸堤	◎	－	－	450	+2.0		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	1,571	+4.4～+9.1	1,571	+4.4～+9.1 (+5.0)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
										稲穂漁港	水産庁	①-16	胸壁	◎	－	－	209	+5.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									稲穂	稲穂地先	水管理・国土保全局	①-15	離岸堤	◎	－	－	2基40	+2.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	○	560	+2.0	560	+3.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													堤防	－	700	+9.0～+9.4	700	+9.0～+9.4 (+5.0)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	60	+1.6～+5.7	60	+1.6～+5.7			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								89	勘太浜漁港	勘太浜地先	水産庁	①-1	離岸堤	◎	－	－	150	+2.0		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	326	+9.1	326	+9.1 (+2.9)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	21	+2.0	21	+2.0			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								90	宮津	宮津地先	水管理・国土保全局	①-2	離岸堤	◎	－	－	200	+2.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	○	200	+5.4	200	+5.4 (+2.9)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													堤防	－	270	+5.3	270	+5.3 (+2.9)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	2基100	+0.8～+0.9	2基100	+0.8～+0.9			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	5基120	+1.8	5基120	+1.8			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								91	球浦	東風泊地先	水管理・国土保全局	①-3	緩傾斜護岸	○	750	+5.3	750	+5.4～+6.3 (+2.6)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													堤防	◎	－	－	750	+5.4 (+2.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	－	5基310	+1.8～+2.3	5基310	+1.8～+2.3			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
									球浦	球浦地先	水管理・国土保全局	①-4	離岸堤	◎	－	－	1,480	+2.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	◎	－	－	1,480	+5.4 (+2.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													堤防	－	1,860	+5.0～+5.6	1,860	+5.0～+5.6 (+2.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	1基20	+2.0	1基20	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	20	+1.2	20	+1.2			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
								92	奥尻港	奥尻地先	港湾局	①-5	潜堤	◎	－	－	500	−1.0		住宅地	
													堤防	◎	－	－	500	+5.4 (+2.6)			
									奥尻	奥尻地先	水管理・国土保全局	①-6	離岸堤	◎	－	－	150	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	○	150	+5.0～+5.8	150	+6.0～+6.8 (+2.6)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	90	+5.0～+5.8	90	+5.0～+5.8 (+2.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
										島頭川地先	水管理・国土保全局	①-7	離岸堤	◎	－	－	450	+2.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	650	+5.0～+5.8	650	+5.0～+5.8 (+2.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	1/4～2/4							93	赤石	赤石地先	水管理・国土保全局	①-8	離岸堤	◎	－	－	300	+2.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	○	300	+5.2～+5.7	300	+5.4～+6.7 (+2.3)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	300	+5.2～+5.7	300	+5.2～+5.7 (+2.3)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
									赤石漁港	赤石地先	水産庁	①-9	消波堤	◎	－	－	50	+5.4		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	302	+4.1～5.5	302	+4.1～5.5 (+2.3)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									赤石	山ヶ岬地先	水管理・国土保全局	①-10	離岸堤	◎	－	－	1,540	+3.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	○	2基60	+2.0	2基60	+3.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	○	1,600	+5.4	1,600	+5.4～+6.4 (+2.3)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	700	+5.4	700	+5.4 (+2.3)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	2/4							94	松江漁港	松江地先	水産庁	①-11	離岸堤	◎	－	－	225	+2.0		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													護岸	－	389	+8.8～+10.8	389	+8.8～+10.8 (+2.3)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
									松江	松江地先	水管理・国土保全局	①-12	離岸堤	◎	－	－	2,550	+2.0		住宅地	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													堤防	－	1,830	+10.8～+11.0	1,830	+10.8～+11.0 (+2.3)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
												①-12	護岸	◎	－	－	2,150	+10.8 (+2.3)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
												①-12	護岸	○	1,000	+10.8	1,000	+11.8 (+2.3)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													突堤	－	2基60	+2.0	2基60	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
													消波堤	－	20	+5.4	20	+5.4			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
	3/4～4/4							95	青苗漁港	青苗漁港	水産庁	①-17	胸壁	◎	－	－	710	+3.2			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
								97	湯浜	湯浜地先	水管理・国土保全局		護岸	－	7,000	+4.8～+6.8	7,000	+4.8～+6.8 (+4.4)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
								98	神威脇漁港	神威脇漁港	水産庁	①-18	胸壁	◎	－	－	270	+4.4			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

奥尻ゾーン（奥尻島（奥尻町））

ゾーン区分	図面番号	課題			海岸の保全に関する事項			海岸保全施設の整備に関する事項															維持又は修繕の方法
		大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策		区域						種類	新設「◎」改良「○」現状「－」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況		
			番号	事項				市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分	区域番号			延長等	天端高（T.P.m）	延長等	天端高（T.P.m） 下段（）内は設計津波水位	地域	状況	
	2/4～3/4		②	砂浜の保全	●堤防整備により，砂浜幅の減少が生じている．	●汀線の回復及び現状の汀線維持を図る．		奥尻町	95	青苗漁港	富里地先～青苗地先	水産庁	②-1	離岸堤	◎	－	－	950	+2.0	奥尻町の一部	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
														護岸	○	950	+4.5～+13.4	950	+5.5～+14.4 （+3.2）			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
														護岸	－	1,670	+4.5～+13.4	1,670	+4.5～+13.4 （+3.2）			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
										青苗	青苗地先～貝取澗地先	水管理・国土保全局	②-2	護岸	◎	－	－	300	+11.7 （+4.7）		公園・工業地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
														護岸	○	1,000	+4.5～+4.6	1,000	+5.5～+11.7 （+4.7）			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
														突堤	－	4基100	+2.0	4基100	+2.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。
	1/4～4/4		③	防災ソフト対策の充実	●津波被害が懸念されている．	●地域や関係機関と連携してソフト面の充実を図る．	ゾーン全域															
		環境	④	沿岸域における動植物の生息・生育環境の保全	●藻場の減少	●藻場に配慮する．	A															
					●ハマナス，ハマボウフウ等の海浜植生の減少が懸念されている．	●海浜植生に配慮する．	B															
					●オジロワシ，オオワシ等の貴重な鳥類の生息環境の悪化が懸念されている．	●オジロワシ，オオワシの生息する自然環境に配慮する．	C															
			⑤	海岸景観の保全	●海岸景観の悪化が懸念されている．	●自然公園指定地域での景観に配慮する． ●自然海浜の維持に配慮する．	D															
			⑥	海岸共生意識の啓発・活動の支援	●ゴミによる景観悪化や動植物の生態系への悪影響が懸念されている．	●地域と連携して海岸におけるゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動を支援する．	E ゾーン全域															
			⑦	歴史・文化の保存継承への配慮	●海岸の歴史の保存継承が不十分	●地域と連携して海岸の歴史・文化の保存継承へ配慮する．	F															
	1/4～4/4	利用	⑧	多様化する利用の調整	●海岸利用者間のトラブルの発生が懸念される．	●地域と連携してモラルの向上を図るための啓発活動を支援する．	G ゾーン全域															
			⑨	海岸利用サービスの充実	●海岸へのアクセスが困難	●パブリックアクセスを確保する．	H															

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平27情複、第547号）」

奥尻ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

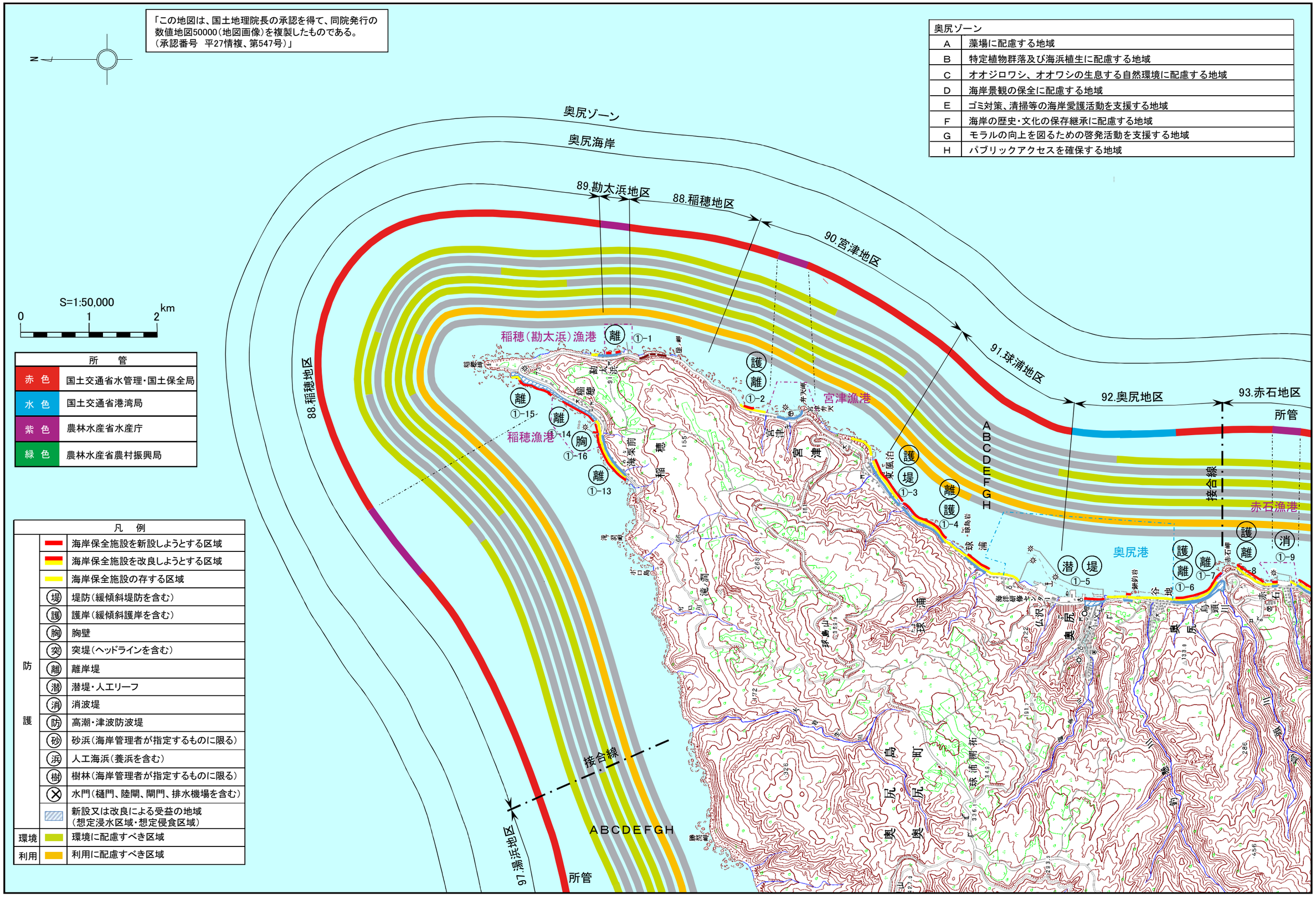

所　管	
赤　色	国土交通省水管理・国土保全局
水　色	国土交通省港湾局
紫　色	農林水産省水産庁
緑　色	農林水産省農村振興局

凡　例		
防護		海岸保全施設を新設しようとする区域
		海岸保全施設を改良しようとする区域
		海岸保全施設の存する区域
	堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸	胸壁
	突	突堤（ヘッドラインを含む）
	離	離岸堤
	潜	潜堤・人工リーフ
	消	消波堤
	防	高潮・津波防波堤
	砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	浜	人工海浜（養浜を含む）
	樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	⊗	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
		新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）
環境		環境に配慮すべき区域
利用		利用に配慮すべき区域

奥尻ゾーン　図面番号 1/4

奥尻ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号　平27情複、第547号）」

S=1:50,000
0 1 2 km

N

凡　例		
防護		海岸保全施設を新設しようとする区域
		海岸保全施設を改良しようとする区域
		海岸保全施設の存する区域
	堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸	胸壁
	突	突堤（ヘッドラインを含む）
	離	離岸堤
	潜	潜堤・人工リーフ
	消	消波堤
	防	高潮・津波防波堤
	砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	浜	人工海浜（養浜を含む）
	樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	⊗	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
		新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）
環境		環境に配慮すべき区域
利用		利用に配慮すべき区域

所　管	
赤　色	国土交通省水管理・国土保全局
水　色	国土交通省港湾局
紫　色	農林水産省水産庁
緑　色	農林水産省農村振興局

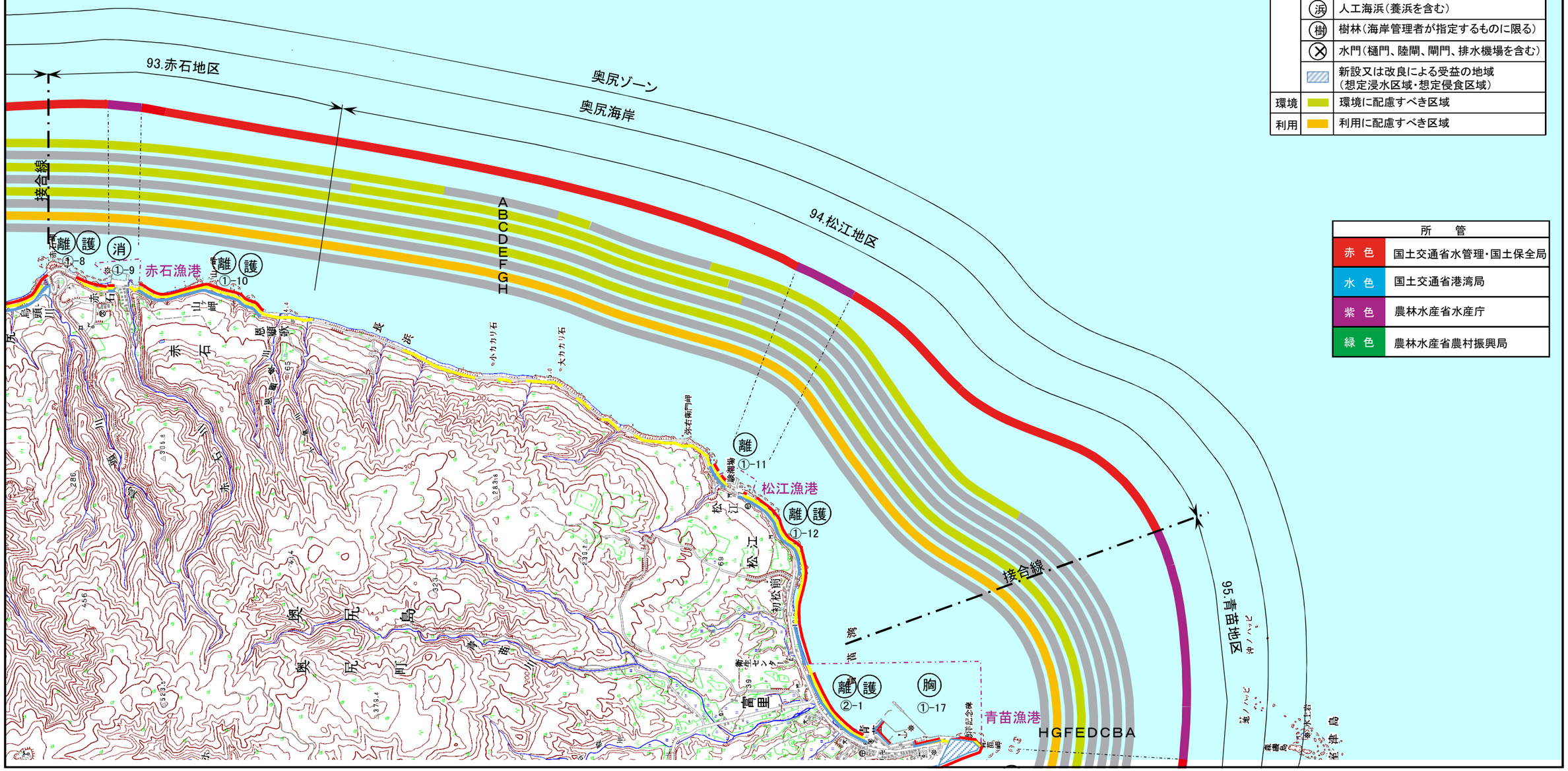

奥尻ゾーン　図面番号 2/4

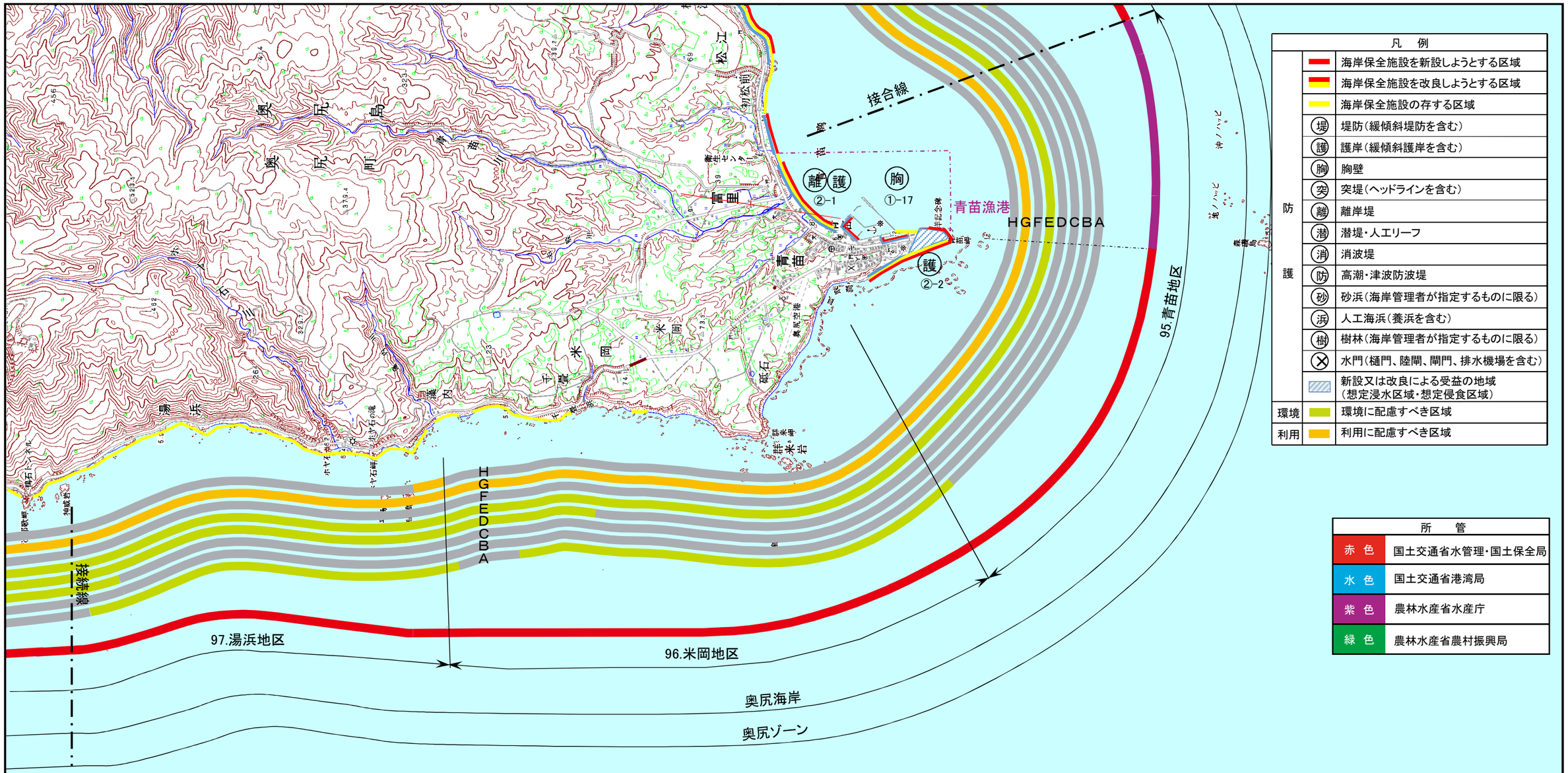

凡　例		
防護		海岸保全施設を新設しようとする区域
		海岸保全施設を改良しようとする区域
		海岸保全施設の存する区域
	堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸	胸壁
	突	突堤(ヘッドラインを含む)
	離	離岸堤
	潜	潜堤・人工リーフ
	消	消波堤
	防	高潮・津波防波堤
	砂	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	浜	人工海浜(養浜を含む)
	樹	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	⊗	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
		新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
環境		環境に配慮すべき区域
利用		利用に配慮すべき区域

所　管	
赤　色	国土交通省水管理・国土保全局
水　色	国土交通省港湾局
紫　色	農林水産省水産庁
緑　色	農林水産省農村振興局

奥尻ゾーン	
A	藻場に配慮する地域
B	特定植物群落及び海浜植生に配慮する地域
C	オオジロワシ、オオワシの生息する自然環境に配慮する地域
D	海岸景観の保全に配慮する地域
E	ゴミ対策、清掃等の海岸愛護活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	パブリックアクセスを確保する地域

S=1:50,000

0　1　2 km

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号　平27情複、第547号)」

奥尻ゾーン　図面番号 3/4

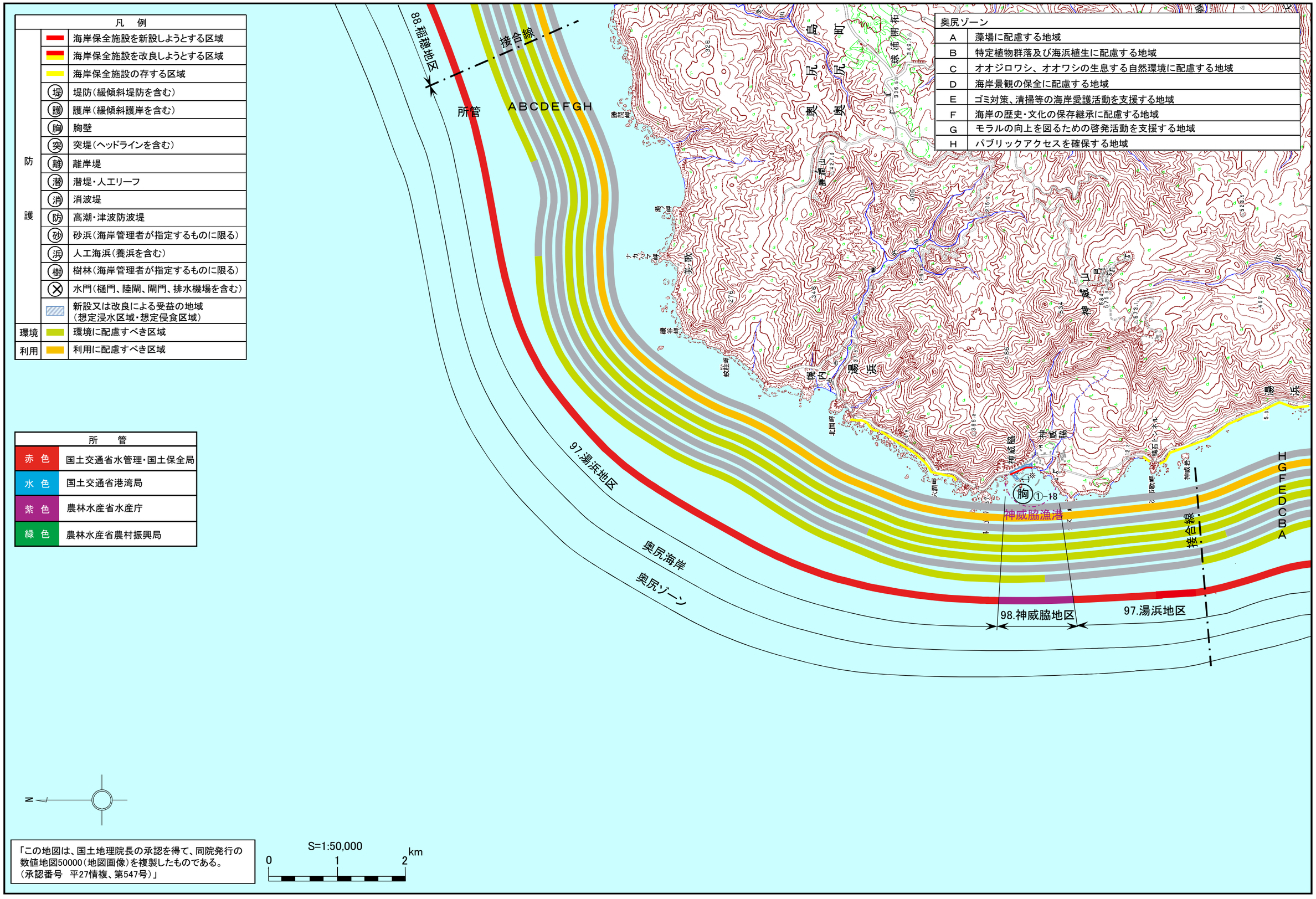

奥尻ゾーン　図面番号 4/4